

広島市報

定期第1122号
令和5年11月30日

発行所
広島市役所
(企画総務局法務課)

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

目次

告 示

- 令和5年度広島市一般廃棄物（ごみ）処理実施計画（令和5年4月1日告示）の一部改正.....3
- 介護保険法による指定事業者の指定.....3
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定.....3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定の更新 2件.....3
- 建築基準法による特定工程後の工程の指定及びこれらの工程に関する中間検査の実施.....3
- 開発行為に関する工事の完了.....4
- 子ども・子育て支援法の確認.....4
- 令和5年広島市告示第237号の一部変更.....4
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定.....5
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関から廃止の届出.....5
- 令和5年第5回広島市議会臨時会の招集.....5
- 公共下水道の供用開始.....5
- 公共下水道の終末処理場による下水の処理開始.....6
- 農業集落排水処理施設の供用開始.....6
- 市営住宅の家賃の変更.....6
- 広島市大塚中央土地区画整理事業（1工区）の換地処分.....6
- 広島市大塚中央土地区画整理事業（2工区）の換地処分.....6
- 自転車等の所有権取得.....6
- 開発行為に関する工事の完了.....7
- 西広島駅南口駅前広場の管理運営協議の成立.....7
- 介護保険法による指定居宅介護支援事業の

- 廃止の届出.....7
- 広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱による指定事業者の廃止の届出.....7
- 介護保険法による指定居宅サービス事業の廃止の届出.....7
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更の届出 9件.....7
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（中区） 2件.....12
- 放置自転車等の撤去（中区） 3件.....12
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）.....12
- 放置自転車等の撤去（中区）.....12
- 長期間駐車されていた自転車の移動（東区）.....13
- 道路の区域変更（東区）.....13
- 道路の供用開始（東区）.....13
- 放置自転車の撤去（東区） 4件.....13
- 長期間駐車されていた自転車の移動（東区）.....13
- 放置自転車等の撤去（南区） 2件.....14
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）.....14
- 放置自転車等の撤去（南区） 3件.....14
- 道路の区域変更（南区）.....14
- 道路の供用開始（南区）.....14
- 放置自転車等の撤去（南区） 2件.....14
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（南区） 2件.....15
- 放置自転車等の撤去（南区）.....15
- 放置自転車等の撤去（西区） 5件.....15
- 広島市屋外広告物条例による広告物の除却及び保管.....16
- 放置自転車等の撤去（西区） 2件.....16
- 道路法による道路を建築基準法による道路として指定（西区）.....16
- 建築基準法による道路として指定（安佐南区）.....16
- 建築基準法による道路の位置の指定（安佐南区）.....16
- 路線名等を定める法定外公共物の指定の変更及び廃止（安佐南区）.....16
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐南区）.....17

- 道路の区域変更(安佐南区).....17
- 道路の供用開始(安佐南区).....17
- 道路の区域変更(安佐南区).....17
- 道路の供用開始(安佐南区).....17
- 建築基準法による道路の位置の指定(安佐南区) 2件.....17
- 長期間駐車されていた自転車等の移動(安佐南区).....18
- 長期間駐車されていた自転車等の移動(安佐北区).....18
- 放置自転車等の撤去(安佐北区).....18
- 建築基準法による道路の位置の指定(安佐北区).....18
- 道路の区域変更(安佐北区).....18
- 道路の供用開始(安佐北区).....18
- 建築基準法による道路の位置の指定(安佐北区).....19
- 建築基準法による道路の位置の指定(安芸区).....19
- 区出納員事務の一部委任の解除(安芸区).....19
- 区出納員事務の一部委任(安芸区).....19
- 放置自転車等の撤去(安芸区).....19
- 長期間駐車されていた自転車等の移動(安芸区).....19
- 放置自転車等の撤去(安芸区).....19
- 長期間駐車されていた自転車等の移動(安芸区).....20
- 放置自転車等の撤去(佐伯区).....20
- 長期間駐車されていた自転車等の移動(佐伯区).....20
- 建築基準法による道路の位置の指定(佐伯区).....20
- 放置自転車等の撤去(佐伯区) 3件.....20
- 道路の区域変更(佐伯区).....20
- 道路の供用開始(佐伯区).....21
- 建築基準法による道路の位置の指定(佐伯区).....21

区 告 示

- 住民基本台帳法及び住民基本台帳法施行令による職権処理(中区).....21
- 住民基本台帳法及び住民基本台帳法施行令による職権処理(西区).....21

公 告

- 第一種市街地再開発事業の規約及び事業計画の変更の認可 2件.....21
- 広島農業振興地域整備計画の変更.....22

選 管 告 示

- 新たに広島市選挙管理委員及び補充員として就任した者の住所及び氏名.....22

区 選 管 告 示

- 広島市安芸区選挙管理委員会委員長の退職(安芸区).....22
- 広島市安芸区選挙管理委員に補欠(安芸区).....22
- 新たに広島市安芸区選挙管理委員会委員長及び委員長職務代理者として就任した者の住所及び氏名(安芸区).....22

教育委員会告示

- 広島市教育委員会議(定例会)の開催.....22

監 査 公 表

- 令和5年8月25日付け第729号で受け付けた広島市職員に関する措置請求についての監査結果の公表.....23

告示

広島市告示第394号
令和5年10月2日

広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年広島市条例第19号）第8条第1項の規定に基づき策定した令和5年度広島市一般廃棄物（ごみ）処理実施計画（令和5年4月1日告示）の一部改正を次のとおり告示する。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示第395号
令和5年10月2日

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項に規定する指定事業者として次に掲げる者を指定したので、広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱第7条第1項の規定により告示します。

指定年月日 令和5年10月1日

広島市長 松井一實

事業者	事業所		サービスの種類
名称	名称	所在地	
株式会社彩縁舎	わがたエイトケア	広島市中区土橋町6番14号	1日型デイサービス

広島市告示第396号
令和5年10月2日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項に規定する指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示します。

指定年月日 令和5年10月1日

広島市長 松井一實

事業者	事業所		サービスの種類
名称	名称	所在地	
M S H K 株式会社	訪問看護ステーションアイナ	広島市西区中広町二丁目5番3-204号	訪問看護及び介護予防訪問看護
有限会社B-Line.	訪問看護ステーションケアスマイル	広島市西区南観音三丁目5番2号空港通りビル302	訪問看護及び介護予防訪問看護
株式会社マリモホールディングス	マリモ訪問看護ステーション佐伯	広島市佐伯区美鈴が丘西五丁目13番11号	訪問看護及び介護予防訪問看護

株式会社彩縁舎	わがたエイトケア	広島市中区土橋町6番14号	通所介護
---------	----------	---------------	------

広島市告示第397号
令和5年10月2日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる機関 略

広島市告示第398号
令和5年10月2日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる機関 略

広島市告示第399号
令和5年10月4日

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号の規定による特定工程及び同条第6項の規定による特定工程後の工程を次のとおり指定し、これらの工程に関する中間検査を次のとおり実施する。

広島市長 松井一實

- 1 中間検査を行う区域
本市全域
- 2 中間検査を行う期間
令和6年1月1日から令和8年12月31日まで
- 3 中間検査を行う建築物の用途及び規模
次の(1)又は(2)に掲げる建築物の用途及び規模とする。
 - (1) 棟ごとに新築する戸数が1の住宅（居住の用に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1未満であるもの又は居住以外の用に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。）
 - (2) 棟ごとに新築する階数が3以上の共同住宅（法第7条の3第1項第1号に規定する工程を含むものを除く。）又は長屋
- 4 指定する特定工程

次の表に掲げる構造の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる工事を特定工程とする。ただし、同表の右欄に掲げる工事を2以上の工区に区分して施工する場合は、最も早く施工する工区の工事を特定工程とする。

構造	特定工程
木造その他これに類する構造	柱、はり及び筋かい又は耐力壁の建て方工事
鉄骨造その他これに類する構造	1階の鉄骨その他の構造部材の建て方工事
鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、組積造、補強コンクリートブロック造その他これらに類する構造（プレキャストコンクリート造その他これに類する構造を除く。）	2階の床（平屋の場合は屋根版）及びそれを支えるはりの配筋工事
プレキャストコンクリート造その他これに類する構造	屋根及びそれを支えるはりの取付工事
その他の構造	屋根及びそれを支えるはりの工事
上記の構造を併用する構造	該当する各構造の区分に掲げる特定工程のうち、最も早く施工する工事

5 指定する特定工程後の工程

次の表に掲げる構造の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる工事を特定工程後の工程とする。

構造	特定工程後の工程
木造その他これに類する構造	壁の外装工事又は内装工事（構法上やむを得ない部位の外装工事又は内装工事を除く。）
鉄骨造その他これに類する構造	鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事又は壁の外装工事若しくは内装工事（構法上やむを得ない部位の外装工事又は内装工事を除く。）
鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、組積造、補強コンクリートブロック造その他これらに類する構造（プレキャストコンクリート造その他これに類する構造を除く。）	2階の床（平屋の場合は屋根版）及びそれを支えるはりのコンクリート打込工事
プレキャストコンクリート造その他これに類する構造	屋根及びそれを支えるはりの取付工事の接続部が隠れることになる工事
その他の構造	屋根及び壁の外装工事及び内装工事（屋根ふき工事又は構法上やむを得ない部位の外装工事若しくは内装工事を除く。）
上記の構造を併用する構造	該当する各構造の区分に掲げる特定工程後の工程のうち、最も早く施工する工事

6 適用の除外

法第18条第2項又は法第85条の規定の適用を受ける建築物については、この告示の規定は適用しない。

附 則

1 施行日

この告示は、令和6年1月1日から施行する。

- 2 令和2年広島市告示第286号の廃止
令和2年広島市告示第286号は廃止する。

3 経過措置

- (1) この告示の規定は、本則の2に定める中間検査を行う期間内に法第6条第1項又は法第6条の2第1項の規定による確認の申請がされた建築物について適用する。
- (2) 本則の2に定める中間検査を行う期間前に、法第6条第1項又は法第6条の2第1項の規定による確認の申請がされた建築物については、従前の告示（令和2年広島市告示第286号）の規定を適用する。

広島市告示第400号

令和5年10月5日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
広島市安芸区瀬野西四丁目4番2の一部

- 2 開発面積
5,997.12㎡

- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
広島市安芸区瀬野一丁目41-21
スカイレールサービス株式会社
代表取締役 村松 明彦

- 4 検査済証交付年月日
令和5年10月5日

広島市告示第402号

令和5年10月16日

以下の者について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の確認をしましたので、同法第58条の11第1号の規定により公示します。

広島市長 松井一實

- 1 子ども・子育て支援施設等の種類
児童福祉法第59条の2第1項に規定する認可外保育施設（第7条第10項第4号関係）

- 2 特定子ども・子育て支援提供者の名称、提供する施設又は事業所の名称及び所在地

別紙のとおり

- 3 確認年月日
令和5年11月1日

別紙 略

広島市告示第403号

令和5年10月16日

令和5年広島市告示第237号の一部を、次のように変更す

る。

広島市長 松井一實

次の表の変更前の欄に掲げる内容を同表の変更後の欄に掲げる内容に傍線で示すように変更する。

変更前	変更後
1 事業計画が公示された年月日 (略)	1 事業計画が公示された年月日 (略)
2 数値情報化を実施する者の名称 (略)	2 数値情報化を実施する者の名称 (略)
3 調査地域 広島市佐伯区湯来町の大字和田の一部	3 調査地域 広島市佐伯区湯来町の大字和田の一部、 <u>大字下の一部、大字伏谷の一部、大字葛原の一部</u>
4 調査期間 (略)	4 調査期間 (略)

広島市告示第404号

令和5年10月16日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	指定年月日	指定有効期限
ここみクリニック	広島市中区八丁堀11-12KMMビル7F・8F	令和5年10月1日	令和11年9月30日
たくまファミリークリニック	広島市中区西白島町20-15メディカルプラザ西白島3F	令和5年9月1日	令和11年8月31日
土橋メンタルクリニック	広島市中区堺町1-3-10吉田ビル2F	令和5年10月1日	令和11年9月30日
あおい薬局	広島市中区羽衣町10-11	令和5年10月2日	令和11年10月1日
広島はくしま訪問看護ステーション	広島市中区東白島町19-16	令和5年3月1日	令和11年2月28日
SOMP Oケア 平和公園訪問看護	広島市中区大手町三丁目11-20	令和5年9月1日	令和11年8月31日
ぼかぼか	広島市中区江波西二丁目8-12	令和5年9月1日	令和11年8月31日
医療法人健真会 藤本歯科クリニック広島駅前院	広島市南区松原町5-1-706	令和5年10月1日	令和11年9月30日

すずらん薬局 高須店	広島市西区高須一丁目5-21	令和5年10月1日	令和11年9月30日
てらす訪問看護リハビリテーション	広島市安佐北区可部五丁目6-13-102	令和5年9月1日	令和11年8月31日

広島市告示第405号

令和5年10月16日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる指定医療機関 略

広島市告示第406号

令和5年10月20日

令和5年第5回広島市議会臨時会を次のとおり招集します。

広島市長 松井一實

- 1 招集日 令和5年10月27日
- 2 招集場所 広島市役所
- 3 付議事件

(1) 専決処分の報告について

道路の管理^{かし}瑕疵等に係る損害賠償額の決定

(2) 令和4年度広島市各会計歳入歳出決算、令和4年度広島市水道事業決算、令和4年度広島市下水道事業決算、令和4年度広島市安芸市民病院事業決算、第100号議案 令和4年度広島市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び第101号議案 令和4年度広島市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

広島市告示第407号

令和5年10月20日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 供用を開始する年月日
令和5年10月20日
- 2 下水を排除する区域及び排水施設的方式
別紙のとおり。
- 3 供用を開始する排水施設の位置
下水道局施設部計画調整課において縦覧に供する関係図面の

とおり。
(別紙)

区分	下水を排除する区域		排水施設 の方式
	区名	町名	
汚水を排除	南区	宇品海岸二丁目の一部	合流
	西区	南観音八丁目の一部	
	安佐南区	八木三丁目の一部	分流
	安佐北区	亀山一丁目の一部	
	安芸区	瀬野一丁目、中野東七丁目 及び船越二丁目の各一部	
	佐伯区	湯来町大字伏谷、八幡三丁目、 千同一丁目及び坪井一 丁目の各一部	

広島市告示第408号
令和5年10月20日

公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理を、次のとおり開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 下水の処理を開始する年月日
令和5年10月20日
- 下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称
別紙のとおり。

(別紙)

下水を排除する区域		終末処理場の位置及び 名称
区名	町名	
南区	宇品海岸二丁目の一部	位置：広島市南区宇品東四丁目2番27号 名称：広島市旭町水資源再生センター
西区	南観音八丁目の一部	位置：広島市西区扇一丁目1番1号 名称：広島市西部水資源再生センター
安佐南区	八木三丁目の一部	
安佐北区	亀山一丁目の一部	
佐伯区	八幡三丁目、千同一丁目及び坪井一丁目の各一部	位置：広島市南区向洋沖町1番1号 名称：太田川流域下水道東部浄化センター
安芸区	瀬野一丁目、中野東七丁目及び船越二丁目の各一部	
佐伯区	湯来町大字伏谷の一部	位置：広島市佐伯区湯来町大字和田293 名称：広島市和田水資源再生センター

広島市告示第409号
令和5年10月20日

農業集落排水処理施設の供用を次のとおり開始するので、広島市下水道条例(昭和47年広島市条例第96号)第21条第2項の規定により告示します。なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 供用を開始する年月日
令和5年10月20日
- 汚水を排除し、及び処理する区域並びに排水処理施設の名称

汚水を排除し、及び処理する区域	排水処理施設の名称
安佐南区沼田町大字吉山の一部	戸山農業集落排水処理施設

広島市告示第410号
令和5年10月20日

広島市市営住宅等条例(平成9年広島市条例第35号)第14条の規定に基づき、市営住宅の家賃を次のとおり変更したので、広島市市営住宅等条例施行規則第11条の規定に基づき告示します。

広島市長 松井一實

- 変更内容(対象住宅、変更後の家賃)
別紙のとおり。
- 変更期間
令和5年11月1日から令和6年3月31日まで
- 変更理由
浴槽・風呂釜設置等

別紙 略

広島市告示第411号
令和5年10月23日

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第1項の規定により、広島市大塚中央土地区画整理事業(1工区)について換地処分があったので、同条第4項の規定により公告します。

広島市長 松井一實

広島市告示第412号
令和5年10月23日

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第1項の規定により、広島市大塚中央土地区画整理事業(2工区)について換地処分があったので、同条第4項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示第413号
令和5年10月24日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

広島市告示第414号

令和5年10月30日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36号第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
広島市東区温品五丁目898番21
- 2 開発面積
1,738.89㎡
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
広島市東区温品六丁目8番5号
宮崎 陽子
- 4 検査済証交付年月日
令和5年10月30日

広島市告示第415号

令和5年10月30日

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定により、西広島駅南口駅前広場の管理運営について協議が成立したので、協議の内容を告示します。

なお、西広島駅南口駅前広場の管理運営に関する協定書は、広島市道路交通局交通施設整備部交通施設整備担当において、令和5年11月13日までの間、縦覧に供します。

広島市長 松井一實

広島市告示第416号

令和5年10月31日

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる者 略

広島市告示第417号

令和5年10月31日

広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱第6条第5項の規定により、次に掲げる者から指定事業者

の廃止の届出があったので、同要綱第7条第1項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる者 略

広島市告示第418号

令和5年10月31日

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる者 略

広島市告示第419号

令和5年10月31日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 アルパーク北棟
 - (2) 所在地 広島市西区草津南四丁目2003番地1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
三井不動産株式会社
代表取締役 植田 俊
東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号
- 3 変更事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 三井不動産株式会社 代表取締役 菰田 正信
(変更後) 三井不動産株式会社 代表取締役 植田 俊
- 4 変更年月日
令和5年4月1日
- 5 届出年月日
令和5年4月18日
- 6 届出書の縦覧場所
 - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
 - (2) 広島市西区福島町二丁目2番1号
広島市西区役所市民部区政調整課
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 - (1) 縦覧期間
令和5年10月31日から令和6年2月29日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。
 - (2) 縦覧のできる時間帯

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和 6 年 2 月 2 9 日

(2) 提出先

〒 7 3 0 - 8 5 8 6

広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第 4 2 0 号

令和 5 年 1 0 月 3 1 日

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松 井 一 實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 広島トランヴェールビルディング

(2) 所在地 広島市中区紙屋町一丁目 2 番 2 2 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

広島市中区東千田町二丁目 9 番 2 9 号

広島電鉄株式会社

代表取締役 椋田 昌夫

東京都中央区日本橋室町二丁目 1 番 1 号

三井不動産株式会社

代表取締役 植田 俊

3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）三井不動産株式会社 代表取締役 菰田 正信

（変更後）三井不動産株式会社 代表取締役 植田 俊

4 変更年月日

令和 5 年 4 月 1 日

5 届出年月日

令和 5 年 4 月 1 8 日

6 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(2) 広島市中区国泰寺町一丁目 4 番 2 1 号

広島市中区役所市民部市政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和 5 年 1 0 月 3 1 日から令和 6 年 2 月 2 9 日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市条例第 4 9

号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和 6 年 2 月 2 9 日

(2) 提出先

〒 7 3 0 - 8 5 8 6

広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第 4 2 1 号

令和 5 年 1 0 月 3 1 日

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 フレスポ西風新都

(2) 所在地 広島市安佐南区伴南四丁目 8 0 1 0 番 6 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

大和リース株式会社

代表取締役社長 北 哲弥

大阪市中央区農人橋二丁目 1 番 3 6 号

株式会社ホンダモビリティ中四国

代表取締役 長谷川 弘邦

岡山県岡山市北区今保 1 4 4 - 1

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名、名称及び住所並びに法人にあっては代表者氏名 略

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 略

4 変更年月日

令和 5 年 4 月 1 日

5 届出年月日

令和 5 年 4 月 2 4 日

6 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(2) 広島市安佐南区古市一丁目 3 3 番 1 4 号

広島市安佐南区役所市民部市政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和5年10月31日から令和6年2月29日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和6年2月29日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第422号

令和5年10月31日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 マルナカ可部店

(2) 所在地 広島市安佐北区可部七丁目100番1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

マックスバリュ西日本株式会社

広島市南区段原南一丁目3番52号

代表取締役 平尾 健一

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

別紙のとおり

4 変更年月日

別紙のとおり

5 届出年月日

令和5年4月26日

6 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(2) 広島市安佐北区可部四丁目13番13号

広島市安佐北区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和5年10月31日から令和6年2月29日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和6年2月29日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙 略

広島市告示第423号

令和5年10月31日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 LECT（レクト）

(2) 所在地 広島市西区扇二丁目1番1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社イズミ

代表取締役社長 山西 泰明

広島市東区二葉の里三丁目3番1号

株式会社カインズ

代表取締役 土屋 裕雅

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

別紙のとおり

4 変更年月日

別紙のとおり

5 届出年月日

令和5年5月10日

6 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(2) 広島市西区福島町二丁目2番1号

広島市西区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間
令和 5 年 1 月 3 1 日から令和 6 年 2 月 2 9 日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市条例第 4 9 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯
午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

8 意見書の提出
大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和 6 年 2 月 2 9 日

(2) 提出先
〒 7 3 0 - 8 5 8 6
広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙 略

広島市告示第 4 2 4 号

令和 5 年 1 月 3 1 日

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松 井 一 實

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名 称 フジグラン高陽
 - 所在地 広島市安佐北区亀崎一丁目 1 番 6
- 大規模小売店舗を設置する者
広島県住宅供給公社
理事長 藤原 直樹
広島市中区大手町二丁目 1 1 番 1 5 号
- 変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 別紙 1 のとおり
(変更後) 別紙 2 のとおり
- 変更年月日
別紙 2 のとおり
- 届出年月日
令和 5 年 5 月 8 日
- 届出書の縦覧場所
 - 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(2) 広島市安佐北区可部四丁目 1 3 番 1 3 号
広島市安佐北区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間
令和 5 年 1 月 3 1 日から令和 6 年 2 月 2 9 日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市条例第 4 9 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯
午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

8 意見書の提出
大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和 6 年 2 月 2 9 日

(2) 提出先
〒 7 3 0 - 8 5 8 6
広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙 1 及び別紙 2 略

広島市告示第 4 2 5 号

令和 5 年 1 月 3 1 日

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松 井 一 實

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名 称 THE OUTLETS HIROSHIMA
 - 所在地 広島市佐伯区石内東四丁目 5 0 0 番 1 2 ほか
- 大規模小売店舗を設置する者
イオンモール株式会社
代表取締役社長 岩村 康次
千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
- 変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
別紙のとおり
- 変更年月日
別紙のとおり
- 届出年月日
令和 5 年 6 月 5 日
- 届出書の縦覧場所
 - 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(2) 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号
 広島市佐伯区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間
 令和5年10月31日から令和6年2月29日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯
 午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出
 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和6年2月29日

(2) 提出先
 〒730-8586
 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
 広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙 略

広島市告示第426号

令和5年10月31日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 イオン宇品ショッピングセンター
 - (2) 所在地 広島市南区宇品東六丁目752番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
 イオンリテール株式会社
 代表取締役 井出 武美
 千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1
- 3 変更事項
 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 別紙のとおり
- 4 変更年月日
 別紙のとおり
- 5 届出年月日
 令和5年6月9日
- 6 届出書の縦覧場所
 - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
 広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(2) 広島市南区皆実町一丁目5番44号
 広島市南区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間
 令和5年10月31日から令和6年2月29日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯
 午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出
 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和6年2月29日

(2) 提出先
 〒730-8586
 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
 広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙 略

広島市告示第427号

令和5年10月31日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 アーバス安古市
 - (2) 所在地 広島市安佐南区相田一丁目15番6ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
 株式会社NIPPON
 代表取締役 吉川 芳和
 東京都中央区京橋一丁目19番11号
- 3 変更事項
 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 略
- 4 変更年月日
 令和元年6月24日
- 5 届出年月日
 令和5年6月27日
- 6 届出書の縦覧場所
 - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
 広島市経済観光局産業振興部商業振興課
 - (2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号

広島市安佐南区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和 5 年 1 0 月 3 1 日から令和 6 年 2 月 2 9 日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市条例第 4 9 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和 6 年 2 月 2 9 日

(2) 提出先

〒 7 3 0 - 8 5 8 6

広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示（中区）第 8 5 号

令和 5 年 1 0 月 6 日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、9 月 2 7 日に広島市西部自転車等保管所へ移動させたので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松 井 一 實

下記 略

広島市告示（中区）第 8 6 号

令和 5 年 1 0 月 6 日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、1 0 月 3 日に広島市西部自転車等保管所へ移動させたので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松 井 一 實

下記 略

広島市告示（中区）第 8 7 号

令和 5 年 1 0 月 6 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 1 0 条第 2 項及び第 1 1 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第 1 2 条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松 井 一 實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第 8 8 号

令和 5 年 1 0 月 1 3 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 1 0 条第 2 項及び第 1 1 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第 1 2 条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松 井 一 實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第 8 9 号

令和 5 年 1 0 月 2 0 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 1 0 条第 2 項及び第 1 1 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第 1 2 条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松 井 一 實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第 9 0 号

令和 5 年 1 0 月 2 7 日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、1 0 月 1 9 日に広島市西部自転車等保管所へ移動させたので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松 井 一 實

下記 略

広島市告示（中区）第 9 1 号

令和 5 年 1 0 月 2 7 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 1 0 条第 2 項及び第 1 1 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第 1 2 条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

広島市告示(東区)第74号

令和5年10月3日

戸坂駅自転車等駐車場に長期間駐車されていた下記自転車については、令和5年10月2日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車については、処分します。

広島市長 松井一實

下記略

広島市告示(東区)第75号

令和5年10月4日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和5年10月4日から同月18日まで広島市東区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
市道	東4区33号線	東区牛田中二丁目939番地1地先から 東区牛田中二丁目939番地1地先まで	旧	メートル 4.70 ～ 8.60	メートル 24.40
			新	メートル 6.30 ～ 12.50	メートル 24.40

広島市告示(東区)第76号

令和5年10月4日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和5年10月4日から同月18日まで広島市東区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	東4区33号線	東区牛田中二丁目939番地1地先から 東区牛田中二丁目939番地1地先まで	令和5年10月4日

広島市告示(東区)第77号

令和5年10月4日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市

条例第98号)第10条第2項の規定により自転車を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

広島市告示(東区)第78号

令和5年10月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

広島市告示(東区)第79号

令和5年10月26日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

広島市告示(東区)第80号

令和5年10月31日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

広島市告示(東区)第81号

令和5年10月31日

天神川駅北口第一自転車等駐車場、不動院前駅東自転車等駐車場、及び不動院前駅西自転車等駐車場に長期間駐車されていた下記自転車については、令和5年10月27日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車については、処分します。

広島市長 松井一實

下記略

広島市告示（南区）第 121 号

令和 5 年 10 月 4 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項の規定により、別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示（南区）第 122 号

令和 5 年 10 月 6 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 11 条第 2 項の規定により別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示（南区）第 123 号

令和 5 年 10 月 6 日

青崎一丁目駐輪場及び天神川駅南駐輪場に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、令和 5 年 10 月 5 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

下記 略

広島市告示（南区）第 124 号

令和 5 年 10 月 11 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項の規定により、別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示（南区）第 125 号

令和 5 年 10 月 13 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項の規定により、別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示（南区）第 126 号

令和 5 年 10 月 16 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項の規定により、別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示（南区）第 127 号

令和 5 年 10 月 19 日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和 5 年 10 月 19 日から同年 11 月 2 日まで南区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
市道	南 4 区 177 号線	南区本浦町 25 番地地 先から 南区本浦町 25 番地地 先まで	旧	メートル 5.20 ～ 5.30	メートル 79.32
			新	メートル 5.20 ～ 9.00	メートル 79.32

広島市告示（南区）第 128 号

令和 5 年 10 月 19 日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和 5 年 10 月 19 日から同年 11 月 2 日まで南区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	南 4 区 177 号線	南区本浦町 25 番地地先から 南区本浦町 25 番地地先まで	令和 5 年 10 月 19 日

広島市告示（南区）第 129 号

令和 5 年 10 月 20 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項の規定により、別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示

します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(南区)第130号

令和5年10月26日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により、別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(南区)第131号

令和5年10月26日

広島駅南口第三A駐輪場及び広島駅南口第五駐輪場に、長期間駐車されていた自転車等については、令和5年10月25日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、別紙のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(南区)第132号

令和5年10月30日

天神川駅南駐輪場に、長期間駐車されていた自転車等については、令和5年10月27日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、別紙のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(南区)第133号

令和5年10月30日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(西区)第89号

令和5年10月3日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別表 略

広島市告示(西区)第90号

令和5年10月3日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別表 略

広島市告示(西区)第91号

令和5年10月11日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別表 略

広島市告示(西区)第92号

令和5年10月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別表 略

広島市告示(西区)第93号

令和5年10月18日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別表 略

広島市告示(西区)第94号

令和5年10月19日

広島市屋外広告物条例第15条の規定により別紙の広告物を除却し、保管したので、同条例第17条の2の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(西区)第95号

令和5年10月23日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別表 略

広島市告示(西区)第96号

令和5年10月25日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別表 略

広島市告示(西区)第97号

令和5年10月27日

道路法(昭和27年法律第180号)に基づく道路を、次のとおり、建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定による道路として指定しました。

この関係図書は、広島市西区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第21号
- 2 指定年月日 令和5年10月27日
- 3 道路の種類及び路線名
広島市道 西3区117号線
- 4 道路の位置
起 点 広島市西区己斐中一丁目369-3
終 点 広島市西区己斐中一丁目369-3地先市道
延 長 20.1メートル
幅 員 7.4メートル
(車道6.0メートル、歩道1.4メートル)

広島市告示(安佐南区)第93号

令和5年10月4日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第四号に規定する道路として指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第3号
- 2 指定年月日 令和5年10月4日
- 3 路線名 安佐南2区357号線
- 4 道路の位置 起点:広島市安佐南区安東六丁目1488地先
終点:広島市安佐南区安東六丁目1489地先
- 5 道路延長 17.9メートル
- 6 道路幅員 6.5メートル

広島市告示(安佐南区)第94号

令和5年10月13日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第8号
- 2 指定年月日 令和5年10月13日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区川内二丁目の1613番2の一部、1639番1の一部、1640番3及び1613番2地先水路
- 4 幅員及び延長 幅員 4.04m
延長 63.73m

広島市告示(安佐南区)第95号

令和5年10月16日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更及び「廃止」します。

その関係図面は、令和5年10月16日から同年10月30日まで、広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

区分	新旧別	路線名等	所在(起点及び終点)
里道	旧	安佐南4区E4-と-1-92-11号里道の一部(安佐南4区	沼田町伴9686番地先から同所9681番地先まで(沼田町伴4489番2地先から同所4486番地先まで)

新	E4-と-1-144-4号里道の一部)	沼田町伴9686番地先から同所9685番地先まで(沼田町伴4489番2地先から同所4488番1地先まで)
旧	安佐南4区E4-と-1-92-13号里道の一部	沼田町伴9686番地先から同所9681番地先まで
新	安佐南4区E4-と-1-92-19号里道	沼田町伴9686番地先から同所9685番地先まで
-	安佐南4区E4-と-1-92-19号里道	沼田町伴9682番地先から同所9682番地先まで

広島市告示(安佐南区)第96号

令和5年10月16日

長期間駐車されていた自転車等については、令和5年10月12日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙略

広島市告示(安佐南区)第97号

令和5年10月17日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和5年10月17日から同年31日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	新旧別	幅員(m)	延長(m)
市道	安佐南2区372号線	安佐南区上安六丁目1275番地1地先から安佐南区上安六丁目1275番地1地先まで	旧	3.12 ~ 4.05	19.95
		安佐南区上安六丁目1275番地1地先まで	新	4.00 ~ 4.67	19.95

広島市告示(安佐南区)第98号

令和5年10月17日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和5年10月17日から同年31日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日

市道	安佐南2区372号線	安佐南区上安六丁目1275番地1地先から安佐南区上安六丁目1275番地1地先まで	令和5年10月17日
----	------------	--	------------

広島市告示(安佐南区)第99号

令和5年10月19日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和5年10月19日から同年11月2日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	新旧別	幅員(m)	延長(m)
県道	八木緑井線	安佐南区緑井五丁目2023番地地先から安佐南区緑井五丁目2022番地1地先まで	旧	9.65 ~ 10.00	28.90
		安佐南区緑井五丁目2022番地1地先まで	新	11.15 ~ 12.50	28.90

広島市告示(安佐南区)第100号

令和5年10月19日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和5年10月19日から同年11月2日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
県道	八木緑井線	安佐南区緑井五丁目2023番地地先から安佐南区緑井五丁目2022番地1地先まで	令和5年10月19日

広島市告示(安佐南区)第101号

令和5年10月24日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第10号
- 2 指定年月日 令和5年10月24日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区伴東三丁目の9297番10、9297番11、9296番4の一部、

9296番7の一部、9296番8の一部、
9297番6の一部及び9297番9の一部

4 幅員及び延長 幅員 4.20m
延長 21.74m

広島市告示（安佐南区）第102号

令和 5 年 10 月 30 日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 指定番号 第9号
2 指定年月日 令和5年10月30日
3 道路の位置 広島市安佐南区川内三丁目の1170番3の一部、1170番4の一部、1170番9の一部、1170番10の一部、1170番11の一部、1170番27の一部、甲1177・1178・1179合併の一部、1180番1の一部及び1180番2の一部
4 幅員及び延長 幅員 5.00メートル
延長 81.84メートル

広島市告示（安佐南区）第103号

令和 5 年 10 月 30 日

長期間駐車されていた自転車等については、令和5年10月27日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示（安佐北区）第84号

令和 5 年 10 月 4 日

安佐北区の無料駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙の自転車等については、令和5年9月29日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示（安佐北区）第85号

令和 5 年 10 月 4 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により、令和5年9月29

日に別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示（安佐北区）第86号

令和 5 年 10 月 6 日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市安佐北区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

1. 指定番号 第7号
2. 指定年月日 令和5年10月6日
3. 道路の位置 広島市安佐北区亀山四丁目1087番2の一部
4. 幅員及び延長 幅員 5.00メートル
延長 34.16メートル

広島市告示（安佐北区）第87号

令和 5 年 10 月 18 日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和5年10月18日から同年11月1日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員(m)	敷地の延長(m)
市道	安佐北3区348号線	安佐北区三入五丁目279番地21地先から安佐北区三入五丁目279番地21地先まで	旧	3.66 ～ 3.87	7.62
			新	3.66 ～ 6.00	

広島市告示（安佐北区）第88号

令和 5 年 10 月 18 日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和5年10月18日から同年11月1日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日

市道	安佐北 3区3 48号 線	安佐北区三入五丁目279 番地21地先から 安佐北区三入五丁目279 番地21地先まで	令和5年10月 18日
----	------------------------	--	----------------

広島市告示(安佐北区)第89号

令和5年10月26日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市安佐北区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1. 指定番号 第8号
- 2. 指定年月日 令和5年10月26日
- 3. 道路の位置 広島市安佐北区亀山三丁目の2332番3の一部及び2332番5の一部
- 4. 幅員及び延長 幅員 4.10m~6.10メートル
延長 85.68メートル

広島市告示(安芸区)第84号

令和5年10月10日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市安芸区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第9号
- 2 指定年月日 令和5年10月10日
- 3 道路の位置 広島市安芸区中野東二丁目6648番1及び6649番1の各一部
- 4 幅員 5.00メートル~6.20メートル
- 5 延長 44.52メートル

広島市告示(安芸区)第85号

令和5年10月12日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の44第4項の規定に基づき、安芸区役所市民部市民課区出納員の事務の一部委任を次のとおり解除させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 解除を受けた区分任出納員
安芸区役所市民部市民課 日直員 緒方 勇治
(区役所時間外受付窓口)
- 2 解除させた事務
広島市証明等手数料条例(昭和32年広島市条例20条)第2条第9号、第14号及び第16号に規定する手数料の収納

- 3 解除年月日
令和5年9月14日

広島市告示(安芸区)第86号

令和5年10月12日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の44第4項の規定に基づき、安芸区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 委任を受けた区分任出納員
安芸区役所市民部市民課 日直員 福岡 宏隆
(区役所時間外窓口)
- 2 委任させた事務
広島市証明等手数料条例(昭和32年広島市条例第20号)第2条第9号、第14号及び第16号に規定する手数料の収納
(区役所の時間外窓口の事務)
- 3 委任年月日
令和5年9月24日
- 4 委任期間
令和5年9月24日から令和6年3月31日まで

広島市告示(安芸区)第87号

令和5年10月12日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(安芸区)第88号

令和5年10月12日

本市が管理する駐輪場内に、長期間放置されていた自転車等は、広島市西部自転車等保管所へ移動したので次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(安芸区)第89号

令和5年10月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により

次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

広島市告示 (安芸区) 第 90 号

令和 5 年 10 月 13 日

本市が管理する駐輪場内に、長期間放置されていた自転車等は、広島市西部自転車等保管所へ移動したので次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

広島市告示 (佐伯区) 第 105 号

令和 5 年 10 月 5 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例 (昭和 60 年広島市条例第 98 号) 第 10 条第 2 項の規定により別紙自転車等を撤去し、令和 5 年 10 月 4 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、同条例 12 条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示 (佐伯区) 第 106 号

令和 5 年 10 月 5 日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、令和 5 年 10 月 4 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示 (佐伯区) 第 107 号

令和 5 年 10 月 6 日

建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市佐伯区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 指定番号 第 5 号
- 2 指定年月日 令和 5 年 10 月 6 日
- 3 道路の位置 広島市佐伯区皆賀一丁目の 2 番 33 の一部及

び 52 番 16

4 幅員及び延長 幅員 4.40メートル

延長 43.15メートル

広島市告示 (佐伯区) 第 108 号

令和 5 年 10 月 11 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例 (昭和 60 年広島市条例第 98 号) 第 11 条第 2 項の規定により別紙自転車等を撤去し、令和 5 年 10 月 10 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、同条例 12 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示 (佐伯区) 第 109 号

令和 5 年 10 月 12 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例 (昭和 60 年広島市条例第 98 号) 第 10 条第 2 項の規定により別紙自転車等を撤去し、令和 5 年 10 月 11 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、同条例 12 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示 (佐伯区) 第 110 号

令和 5 年 10 月 20 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例 (昭和 60 年広島市条例第 98 号) 第 10 条第 2 項の規定により別紙自転車等を撤去し、令和 5 年 10 月 19 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、同条例 12 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示 (佐伯区) 第 111 号

令和 5 年 10 月 25 日

道路の区域を次のように変更するので、道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 1 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和 5 年 10 月 25 日から同年 11 月 8 日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

路線の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
市道	佐伯 4 区 5 4 号線	佐伯区海老園三丁目 1070 番 7 地先から 佐伯区海老	旧	メートル 5.9 ～ 6.9	メートル 328.0
				メートル	メートル

	園三丁目1 045番2 2地先まで	新	12.6 ～ 14.5	328.0
--	-------------------------	---	-------------------	-------

広島市告示（佐伯区）第112号

令和5年10月25日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和5年10月25日から同年11月8日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

路線の種類	路線名	供用開始	供用開始の期日
市道	佐伯4区54号線	佐伯区海老園三丁目1070番7地先から 佐伯区海老園三丁目1045番2地先まで	令和5年10月25日

広島市告示（佐伯区）第113号

令和5年10月31日

広電佐伯区役所前駅駐輪場及び広電楽々園駅駐輪場内に長期間駐車されていた別紙自転車等については、令和5年10月30日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

区告示

広島市中区告示第4号

令和5年10月23日

下記の者について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市中区長 薬師地直樹

記

氏名	住民票上の住所	職権処理の内容
上村 恵美	広島市中区光南一丁目6番19-303号	消除
西 展生	広島市中区千田町三丁目10番24号	消除
中村 徹	広島市中区十日市町一丁目4番19-702号	消除
金谷 直美	広島市中区舟入幸町17番	消除

	17-202号	
高橋 誠二	広島市中区吉島西一丁目29番16号のぼる荘2F	消除
以下余白		

広島市西区告示第3号

令和5年10月26日

下記の者について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市西区長 南浦詳仁

記

氏名	住民票記載の住所	職権処理の内容
落海 大地	広島市西区南観音一丁目10番40-302号	職権消除

公 告

公 告

第一種市街地再開発事業の規約及び事業計画の変更の認可

令和5年10月2日

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第7条の16第1項の規定により、第一種市街地再開発事業の規約及び事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第7条の15第1項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 第一種市街地再開発事業の名称
基町相生通地区第一種市街地再開発事業
- 施行者の氏名又は名称
基町相生通地区第一種市街地再開発事業個人施行者
代表施行者 独立行政法人都市再生機構西日本支社
共同施行者 株式会社朝日新聞社
株式会社朝日ビルディング
中国電力ネットワーク株式会社
- 事務所の所在地
広島市東区若草町12番1号 アクティブインターシティ広島オフィス棟9階（独立行政法人都市再生機構事務所内）
- 事業施行期間
令和4年10月26日から令和11年度まで
- 施行認可の年月日
令和4年10月26日
- 変更の内容
施行地区
変更前 広島市中区基町 12番3、12番6、13番1、13番2、17番1の一

部、17番2の一部
 広島市中区立町 7番の一部
 変更後 広島市中区基町 12番3、12番6、13番
 1、13番2、17番1の一
 部、17番2の一部、17番7
 広島市中区立町 7番の一部
 7 規約及び事業計画の変更の認可の年月日
 令和5年10月2日



公 告

令和5年10月2日

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第7条の16第1項の規定により、第一種市街地再開発事業の規約及び事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第7条の15第3項の規定により、一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

1 縦覧場所

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
 広島市都市整備局都市機能調整部

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで
 （ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年条例第49号）に規定する休日は除く。）



公 告

令和5年10月6日

広島農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告します。

なお、変更後の広島農業振興地域整備計画書又はその写しは、広島市経済観光局農林水産部農政課、安佐南区役所農林建設部農林課、安佐北区役所農林建設部農林課、安芸区役所農林建設部農林課、佐伯区役所農林建設部農林課において、下記のとおり一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

記

縦覧日及び縦覧時間

広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除き毎日午前8時30分から午後5時まで

選管告示

広島市選挙管理委員会告示第26号

令和5年10月11日

令和5年10月10日の任期満了により、新たに広島市選挙管理委員及び補充員として就任した者の住所及び氏名は、次のとおり

りです。

広島市選挙管理委員会
 委員長 二 國 則 昭

次のとおり 略

区選管告示

広島市安芸区選挙管理委員会告示第19号

令和5年10月14日

広島市安芸区選挙管理委員会委員長である次の者は令和5年10月13日付けで委員長の職及び委員を退職しました。

広島市安芸区選挙管理委員会
 委員長職務代理者 城 一 博

次の者 略



広島市安芸区選挙管理委員会告示第20号

令和5年10月14日

令和5年10月13日付けで広島市安芸区選挙管理委員粟井良祐が退職したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第182条第3項の規定により、令和5年10月14日付けで、次の者を広島市安芸区選挙管理委員に補欠しました。

広島市安芸区選挙管理委員会
 委員長職務代理者 城 一 博

次の者 略



広島市安芸区選挙管理委員会告示第21号

令和5年10月17日

広島市安芸区選挙管理委員会委員長粟井良祐の退職により、新たに広島市安芸区選挙管理委員会委員長及び委員長職務代理者として就任した者の住所及び氏名は、次のとおりです。

広島市安芸区選挙管理委員会
 委員長 荒 井 秀 則

次のとおり 略

教育委員会告示

広島市教育委員会告示第15号

令和5年10月19日

広島市教育委員会議（定例会）を次のとおり開催する。

広島市教育委員会
 教育長 松 井 勝 憲

- 1 日 時 令和5年10月26日（木） 午後1時30分
- 2 場 所 中区役所6階教育委員会
- 3 議 題

【公開予定議題】

(1) 令和5年度全国学力・学習状況調査の結果について（報告）

【非公開予定議題】

(2) 教職員の人事について（議案）

監査公表

広島市監査公表第31号

令和5年10月6日

令和5年8月25日付け第729号で受け付けた広島市職員に関する措置請求について、その監査結果を地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により、別紙のとおり公表する。

広島市監査委員 古川 智之
同 井戸 陽子
同 山本 昌宏
同 平野 太祐

（別紙）

広監第93号

令和5年10月6日

請求人

（略）

広島市監査委員 古川 智之
同 井戸 陽子
同 山本 昌宏
同 平野 太祐

広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について

（通知）

令和5年8月25日付け第729号で受け付けた広島市職員に関する措置請求（以下「本件措置請求」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により監査を行ったので、その結果を同項の規定により次のとおり通知する。

第1 請求の要旨

請求書の記載内容から、請求の要旨は次のとおりと整理できる。

恵下埋立地（仮称）建設工事における伐採木の幹材について、産廃処分施設に運搬するトラックに満載になっていたとして処分費を支払っているが、実際には満載ではなかったため過大支払になっていることから、その是正を求める措置請求

(1) 監査請求の概要

「恵下埋立地（仮称）建設工事」では、立派に成長している市場価値のある伐採木の幹材が産廃処分場（中間処理施設）に運搬され、チップ等にして再資源化する設計となっ

ていました。しかし、業者は、市場価値があることから、幹材を産廃処分施設に運搬してチップ化するための「処分費」を広島市から受け取った上で、チップにするのではなく、幹のまま木材市場に移送して「売却」しました。このことよって、業者は、市から得て実際は不要であった「処分費」と木材市場で売却して得た「売却益」の両方を自らの収入としていました。このこと自体問題があることですが、驚くことに、幹材の「荷積み状態の体積（トラックに積み込んだ状態での体積）」に対して支払われることとなっている「処分費」が、運搬したトラックの「荷箱の体積」で支払われているというとんでもないことが起こっていました。

荷箱に幹材が満載されていたのであれば、荷積み状態の体積は荷箱の体積に一致するので問題ないのですが、以下に示す通り、決して満載になることはありません。

幹材の搬送は、大部分が「荷箱のあるトラック」によって行われていましたが、一部は「荷箱のないトラック」で行われていました。

伐採木の搬送にあたって、施工業者は過積載でないことを証明するため「伐採木運搬過積載管理表」を作成しています。（【事実証明書1】）

「広島1033」のトラックは荷箱などがあり車体重量が重いため最大積載量は6000kgです。それに比べて、「広島3133」は車体が軽いため最大積載重量は9400kgです。

2016年6月8日の運搬では、「広島1033」のトラックは5610kgの幹材を積み、「広島3133」のトラックは9170kgの幹材を積んでいて、いずれも最大積載重量以下で過積載にはなっていないことが証明されています。

一方、当日の産業廃棄物管理票（電子マニフェスト）（【事実証明書2】）には、「広島1033」のトラックは32.2㎡の体積の幹材を運搬し、「広島3133」のトラックは24㎡の体積の幹材を運搬していると記載されています。処分費は、この体積に対して支払われています。

「広島3133」の荷箱のないトラックでは荷箱がないため、その体積は荷積み状態の幹材の体積（幅2.4m、高2.4m、長4.1m程度で体積は2.4m×2.4m×4.1m≒24㎡）です。（【事実証明書3】）この時の重量は9170kgです。

ところが、「広島1033」の荷箱のあるトラックでは、重量が5610kgしかないにも関わらず、その体積は32.2㎡となっていて矛盾が生じています。（【事実証明書4】）

物理現象に矛盾が生じることは、そのような現象は「起こり得ない」ということですから、荷箱の体積では過大ということが証明されます。（背理法）

重量が9170kgの時、体積が24㎡ですから、重量が5610kgでは体積は15㎡程度になります。（24×5610÷9170≒15）

もちろん比例按分の通りにはならず多少の違いは生じるで

しょうが、2倍以上ある32.2㎡には決してなりません。
（【事実証明書5】）

32.2㎡はトラックの荷箱の体積であり、処分費が、意図的にその体積に対して支払われていますので明らかに過大支払となっています。

荷箱の体積で処分費を支払うことは、すべての伐採木の運搬において行われていましたので、市民団体が質問書を提出し、工事の完了する2022年8月31日までに、設計変更によって適正数量に直すようお願いしていましたが、見直しが行われることなく工事が完了したので、過大支払が確定しました。

その結果、不当・違法な財務会計処理が行われたと史料されますので、監査の実施をお願いするものです。

広島市は、施工業者が「満載にしていた」と言っているので満載であった等の説明をしているようですが、広島市が満載であったと言い張るには、科学的・物理的根拠を提示して、【事実証明書5】に示している満載ではないという根拠を打ち崩さなければなりません。【事実証明書5】は物理現象の証明として成立しています。物理現象を無視して業者の言いなりになり「業者は満載にしていたと言っている」というだけで、矛盾が生じていることに目をつむり、業者の請求通りに支払ったことには大きな瑕疵があると考えられます。

もし、監査請求人の主張に誤りがあるなら、広島市は、「同日の時間差が2時間程度の運搬ではあるが、幹材の重量が5610kgであっても荷箱に満載になっていてその荷積み状態の体積を測定すると32.2㎡になる」という科学的・物理的根拠を示して堂々と誤りを指摘し、「説明責任」を果たさなければなりません。

そのことなくしてこのままでよいとするのは、市民への背信行為です。貴重な血税を不当に支出しているとの指摘を逃れることはできません。

次に、本住民監査請求が請求の要件を満たしていることについて記述します。

本件支払いは、市民団体から、「伐採木をトラックに満載であるとして支払ったことで過払いが生じているので、適正数量に見直し、当該工事の請負契約が終了する前に設計変更によって減額しなければ、不当な支出になる」旨、環境局に伝えられていましたが、過大であるにも関わらず見直しをしなかったことから、2022年8月31日に工事請負契約が完了したことで不当な過払いが確定しました。これは、不当な財務会計処理にあたります。設計変更で減額しなかった行為の日（過払いが確定した日＝工事請負契約が完了した日）から1年を経過していません。

(2) 請求の対象となる職員

この工事及び支払いに係る職員

(3) 損害の推定

幹材運搬1台当たり約55,000円程度と推定されるので、これに幹材を運搬した回数を乗じた額がおおよその損害額と推定される。

(4) 請求する措置

過大支払いとなっている処分費を認定し、受注業者から返還してもらう措置を講じること

（事実を証する事実証明書として次の書類が提出されているが、添付を省略する。）

【事実証明書1】伐採木運搬過積載管理表

【事実証明書2】産業廃棄物管理票（電子マニフェスト）

【事実証明書3】荷箱のないトラック広島130あ3133の荷姿

【事実証明書4】荷箱のあるトラック広島130う1033の荷姿

【事実証明書5】荷箱の容量による処分費の支払いが過大であることの根拠を視覚的に分かり易く示した証明

【事実証明書6】過払い額の推定

【事実証明書7】「荷積み状態の体積」についての広島市都市整備局技術管理課長及び広島県土木建築局技術企画課長の回答

【事実証明書8】市民団体が、工事終了前に適正な数量に見直し、設計変更によって減額する等で税金の不当支出を適正にするよう求めた質問書の事例

第2 請求の受理

本件措置請求は、地方自治法第242条第1項の所定の要件を具備するものと認め、令和5年9月6日に、同年8月25日付けでこれを受理することを決定した。

第3 監査の実施

1 請求人による証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対し、証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人から次の書類の提出はあったが、陳述は行われなかった。

(1) 提出された書類

「恵下埋立地（仮称）建設工事における伐採木の幹材について、産廃処分施設に運搬するトラックに満載になっていたとして処分費を支払っているが、実際には満載ではなかったため過大支払になっていることから、その是正を求める措置請求の追加証拠」（添付を省略する。）

【別紙1】森林研究所たより 林地残材の運搬について

【別紙2】長野県土地改良事業団体連合会の数量計算書

【別紙3】広島市の設計基準である平成27年度建設副産物処分費一覧表ほか

【別紙4】伐採木及び根株の受け入れについて

【別紙5】市民団体が広島市に提出した質問書と広島市の回答書

【別紙6】伐採された幹材の集積状況写真

2 広島市長（環境局施設部埋立地整備管理課（旧恵下埋立地建設事務所））の意見書

広島市長に対し、意見書及び関係書類等の提出を求めたところ、令和5年9月15日付け広施埋第47号により意見書の提出があった。なお、陳述は行われなかった。

意見書の主な内容は、次のとおりである。

(1) 本市の意見の趣旨

請求人の主張しているような不当な支出は生じていないことから、本件措置請求は棄却されるべきである。

(2) 本市の意見の理由

ア 請求人の主張に対する反論等について

しかしながら、請求人が伐採木の処分費の支払いについて、不当であると主張しているような過大な支出は生じていない。以下その理由を述べる。

A企業体は、平成28年6月8日に運搬したトラック「広島 1033」を含め、処分施設へ伐採木を運搬した全車両について、満載であることを実際に確認したうえで、事前に計測したトラックの荷箱容量を伐採木の処分量としている。

また、本市が施工状況の照合等を委託している現場技術員が、伐採木を多量に搬出している時期については、ほぼ毎日、トラックの積込状況等を確認しており、運搬する処分施設ごとに1回以上、立会を行い、満載に積み込まれていることを確認し、写真でも記録している。

さらに、本市においても、トラックの積込状況写真により、伐採木の積載状況を確認しており、その中で満載に積み込まれた状態でないと判断したものについては、実際の積込状況に合わせ、伐採木の処分量を決定している。

なお、本市は、A企業体から、荷箱のないトラックには幹のみを積み込み、荷箱のあるトラックには大きな空隙が生じないように、さまざまな長さの幹や枝葉を積み込み、運搬したことを確認している。よって、伐採木については、運搬ごとに積み方や種類等により重量は異なり、運搬する荷積みの体積に対する比重は同一でない。このため、請求人が事実証明書5で示す幹のみを積載したトラック「広島 3133」1台のみの重量データにより比重を算出し、その比重を用いて、荷箱のあるトラック「広島 1033」の積載量を算出するとした方法は適切でなく、荷箱が満載ではなかったという証拠にはならない。

このように、伐採木の処分費は、実際の荷積状態での体積で支払っており、過大な支出が生じているとの請求人の主張は事実ではない。

イ まとめ

以上の次第で、本件工事で支出した伐採木の処分費は、処分施設に運搬した伐採木の体積（実際の荷積状態）に対して支払っており、本市には何らの過大な支出は生じていないことから、本件措置請求は棄却されるべきである。

きである。

3 監査対象事項

請求人は、恵下埋立地（仮称）建設工事において、産業廃棄物として処分されている伐採木の処分費は、幹材の荷積み状態の体積に対して支払われなければならない、運搬したトラックの荷箱の体積で支払われていることが違法又は不当であると主張していると認められる。

このため、本件工事の請負契約に基づく支払に係る履行確認において、伐採木の処分量を適正に確認せず、これにより伐採木の処分費の支払が違法又は不当になっているかについて監査する。

4 監査の実施内容

請求人から提出された広島市職員措置請求書及び事実を証する書類、請求人から提出された追加証拠、広島市長から提出された意見書のほか関係書類を確認するとともに、関係職員への聴取りを行うほか、別添の令和5年2月7日付け広島市監査公表第5号で監査結果（以下「前回監査結果」という。）を公表した広島市職員に関する措置請求（以下「前回措置請求」という。）等、これまでに実施した監査での知見を活用し、本件措置請求において述べられている事実関係について確認した。

第4 監査の結果

1 事実の確認

本件工事の請負契約における伐採木の処分費の支払については、新たな事実関係は確認できず、本件措置請求において述べられている事実関係と前回措置請求において述べられている事実関係は、履行確認に係る点において内容が同一のものであると認められる。

したがって、本件措置請求に対する判断の基となる事実関係については、前回監査結果において確認した事実関係のとおりである。

2 判断

上記1の事実関係から、本件措置請求に対する判断は、前回監査結果における判断のとおりとする。

3 結論

請求人の行った本件措置請求については、理由がないものであり、請求を棄却する。

(別添)

広島市監査公表第5号

令和5年2月7日

令和4年12月13日付け第1168号で受け付けた広島市職員に関する措置請求について、その監査結果を地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により、別紙のとおり公表する。

広島市監査委員 政 氏 昭 夫
 同 井 戸 陽 子
 同 山 路 英 男
 同 山 内 正 晃

(別紙)

広監第170号
 令和5年2月7日

請求人
(略)

広島市監査委員 政 氏 昭 夫
 同 井 戸 陽 子
 同 山 路 英 男
 同 山 内 正 晃

広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について
 (通知)

令和4年12月13付け第1168号で受け付けた広島市職員に関する措置請求(以下「本件措置請求」という。)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第5項の規定により監査を行ったので、その結果を同項の規定により次のとおり通知する。

第1 請求の要旨

請求書の記載内容から、請求の要旨は次のとおりと整理できる。

恵下埋立地(仮称)建設工事での伐採木処分費支出における不当な処理に関する措置請求

(1) 監査請求の概要

「恵下埋立地(仮称)建設工事」では、伐採木の産廃処分に係る「処分費」の支出において、市民団体からは、「受注者から請求された伐採木の処理数量は水増しになっているので、適正数量に見直し、当該工事の請負契約が終了する前に設計変更によって減額しなければ、不当な支出になる」旨、環境局に伝えられていたが、工事担当者は見直しをしなかった。

その結果、水増し請求に対する水増し支払いが確定した。

工事を担当した職員を中心とする関係職員の行為が不当な財務会計処理にあたることから監査請求するものである。

「恵下埋立地(仮称)建設工事」は、2016年3月1日に工事請負契約がなされ、2022年8月31日に請負契約が終了した。本件工事の支払額は約114億4522万円であったが、そのうち伐採木の処分費として支出された約1億円(推定)が、担当職員の不適切処理による不当支出になっていると考えられる。

本件工事では、伐採木は産廃として処分するために約2200台のトラックで運搬された。そのほとんどすべてが荷箱のあるトラックであり、受注者が荷箱の容量で請求したため、

莫大な水増し請求と水増し支払いが行われた。少なく見積もっても約1億円になると推定された。

この水増し支払いは、工事監督員が数量確認を怠っていたことに原因がある。積み込んだトラック毎に伐採木の「荷積み状態の体積」を測定し、その数量に対して支払いをすべきところ、荷積み状態の体積を荷箱の容量に置き換え、それで是として確認を怠っている。

本件工事では、荷箱のあるトラックについて、全ての運搬トラックで荷箱の容量が伐採木の体積に等しいとして処分費の請求が行われていた結果、莫大な水増し請求となって約1億円(推定)もの水増し支払いになったために税金の不当な支出が確定した。

(2) 請求の対象となる職員

この工事及び支払いに関係する職員

(3) 損害の推定

約1億円と推定される。

(4) 請求する措置

過大支払いとなっている処分費を認定し、受注業者から返還してもらった措置を講じること

(事実を証する事実証明書として次の書類が提出されているが、添付を省略する。)

【事実証明書1】伐採木運搬過積載管理表

【事実証明書2】産業廃棄物管理票(電子マニフェスト)

【事実証明書3】荷箱のないトラック広島130あ3133の荷姿

【事実証明書4】荷箱のあるトラック広島130う1033の荷姿

【事実証明書5】荷箱の容量による請求が水増し請求であることの証拠を視覚的に分かり易く示した図

【事実証明書6】水増し支払額の推定

【事実証明書7】「荷積み状態の体積」についての広島市都市整備局技術管理課長の回答

【事実証明書8】市民団体が、工事終了前に適正な数量に見直し、設計変更によって減額する等で税金の不当支出を適正にするよう求めた質問書の事例

【事実証明書9】住民監査請求の監査結果(令和4年4月19日公表広島市監査公表第9号~12号)結論を支配した広島市長名の「意見書」(満杯になり得ない事実を伏せている)

第2 請求の受理

本件措置請求は、地方自治法第242条第1項の所定の要件を具備するものと認め、令和5年1月12日に、令和4年12月13日付けでこれを受理することを決定した。

第3 監査の実施

1 請求人による証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対し、証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人から新たな証拠の提出はなかったものの、次のとおり代理人により、本件措置請求の内容に沿って陳述が行われた。

(1) 陳述日

令和5年1月25日

(2) 代理人

(略)

(3) 主な陳述内容

- ・ 伐採木の処分費は、トラックに積み込んだ荷積み状態の体積に対して支払うべきであるにもかかわらず、トラックの荷箱の容量で支払われており、過大な支払いとなった。
- ・ 工事監督員が数量の確認を怠り、荷箱のあるトラックでは荷箱の容量を積み荷の量とする逸脱した行為が問題である。

2 広島市長（環境局施設部埋立地整備管理課（旧恵下埋立地建設事務所））の意見書

広島市長に対し、意見書及び関係書類等の提出を求めたところ、令和5年1月20日付け広施理第127号により意見書の提出及び同年2月1日付け広施理第131号により補充意見書の提出があった。なお、陳述は行われなかった。

これらの意見書の主な内容は、次のとおりである。

(1) 本市の意見の趣旨

請求人の主張しているような不当な支出は生じていないことから、本件措置請求は棄却されるべきである。

(2) 本市の意見の理由

ア 請求人の主張に対する反論等について

請求人が伐採木の処分費の支払いについて、違法・不当であると主張しているような不当な支出は生じていない。以下その理由を述べる。

請求人は、本件工事で、伐採木は産廃として処分するために約2200台のトラックで運搬され、そのほとんどすべてが荷箱のあるトラックであり、受注者が荷箱の容量で請求したため、莫大な水増し請求と水増し支払いが行われたと主張している。

しかし、A企業体は、処分施設へ伐採木を運搬した全車両（約2200台）について、満載であることを実際に確認したうえで、事前に計測したトラックの荷箱容量を伐採木の処分量としている。

つまり、A企業体が本市へ報告している伐採木の処分量は、トラックの荷箱に伐採木を満載にして、運搬した数量であり、結果的にトラックの荷箱容量と一致しているものである。

また、本市が施工状況の照合等を委託している現場技術員が、伐採木を多量に搬出している時期については、ほぼ毎日、トラックの積込状況等を確認しており、運搬する処分施設ごとに1回以上、立会を行い、満載に積み

込まれていることを確認し、写真でも記録している。

さらに、本市においても、トラックの積込状況写真（全34枚）により、伐採木の積載状況を確認しており、その中で満載に積み込まれた状態でないと判断したものは、実際の積込状況に合わせ、伐採木の処分量を決定している。

実際に、伐採木がトラックの荷箱に満載に積み込まれた状態でないと判断される写真があったため、平成29年11月から平成31年2月末までに処分施設へ搬入された伐採木の数量（4144台のトラック搬出分）については、トラックの荷箱容量に0.8を乗じた数量で処分量を決定している。

なお、本市は、A企業体から、荷箱のあるトラックに木材を積み込む場合、大きな空隙が生じないよう、さまざまな長さの幹や枝葉を積込、運搬したことを確認している。よって、伐採木については、運搬ごとに積み方や種類等により重量が異なり、運搬する荷積みの比重が均一でないことから、重量データを比例案分し、荷積みの容量を算出する方法を必ずしも否定するものではないが、請求人が事実証明書5で示された、幹のみを積載したトラック1台のみの重量データにより比重を算出し、荷箱のあるトラックの積載量を算出するとした方法は適切でなく、荷箱が満載ではなかったという証拠にはならない。

このように、伐採木の処分費は、実際の荷積状態での体積で支払っており、トラックの荷箱の容量で支払っているとの請求人の主張は事実ではない。

イ まとめ

以上の次第で、本件工事で支出した伐採木の数量は、処分施設に運搬した伐採木の体積（実際の荷積状態）に対して支払われており、本市には何らの不当な支出は生じていないことから、本件措置請求は棄却されるべきである。

3 監査対象事項

請求人は、産業廃棄物として処分されている伐採木の処分費は、伐採木の体積に対して支払われなければならないにもかかわらず、荷箱の容量より少なく積み込まれた伐採木を荷箱の容量分あるとする不適正な履行確認により過大に算定され、その結果、受注者に対し処分費が余分に支払われ、市に損害が発生したと主張していると認められる。

このため、本件工事の請負契約に基づく支払（完成払を含む。）に係る履行確認において、伐採木の処分量を適正に確認せず、これにより伐採木の処分費の支払が違法又は不当になっているかについて監査する。

4 監査の実施内容

請求人から提出された広島市職員措置請求書及び事実を証する書類、広島市長から提出された意見書のほか関係書類を

確認するとともに、関係職員への聴取りを行うほか、本件措置請求において述べられている事実関係について、別添の令和 4 年 4 月 1 9 日付け広監第 1 4 号「広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について（通知）」（ほかに 3 件同様の内容のものがある。以下「前回監査結果」という。）で監査結果を通知した広島市職員に関する措置請求（以下「前回措置請求」という。）において述べられている事実関係と比較し、違いの有無について確認した。

第 4 監査の結果

1 事実の確認

本件工事の請負契約における伐採木の処分費の支払については、本件措置請求において述べられている事実関係と前回措置請求において述べられている事実関係は、履行確認に係る点において内容が同一のものであると認められる。

したがって、本件措置請求に対する判断の基となる事実関係については、前回監査結果において確認した事実関係のとおりである。

なお、受注者は、令和 2 年 8 月から令和 3 年 1 1 月に伐採木の処分を完了するまでの間において、伐採木をトラックの荷箱に満載した状態での運搬・処分量を重量で manifests に記載するよう変更し、市においては、その重量を体積に換算して処分量を確定した後、契約変更を経て、所定の検査員による検査を行い、伐採木の処分費に係る履行確認を行っていた。

2 判断

上記 1 の事実関係から、本件措置請求に対する判断は、前回監査結果における判断のとおりとする。

なお、完成払に係る伐採木の処分量の一部が重量で manifests に記載されていたが、その重量を体積に換算して処分量を確認しており、履行確認も適正になされていたことから、この判断に影響を与えるものではない。

3 結論

請求人の行った本件措置請求については、理由がないものであり、請求を棄却する。

(別添) 令和 5 年 2 月 7 日 広監第 1 7 0 号の別添

広 監 第 1 4 号

令和 4 年 4 月 1 9 日

請求人

(略)

広島市監査委員	政 氏 昭 夫
同	井 戸 陽 子
同	宮 崎 誠 克
同	森 島 秀 治

広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について
(通知)

令和 4 年 3 月 1 5 日付け第 1 5 4 6 号で受け付けた広島市職員に関する措置請求（以下「本件措置請求」という。）について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 2 条第 5 項の規定により監査を行ったので、その結果を同項の規定により次のとおり通知する。

第 1 請求の要旨

請求の要旨は、請求書の記載内容から抜粋引用すると、大要は次のとおり。

広島市長その他関係する職員による伐採木処分費用支出に関する措置請求

(1) 監査請求の概要

本監査請求は、産廃として処分されている伐採木の処分費は、運搬トラックの荷箱のあるなしに関係なく、処分施設に運搬した伐採木の体積に対して支払われなければならないにも関わらず、恵下埋立地（仮称）建設工事において、荷箱のあるトラックでは荷箱の大きさで支払われていることが違法・不当であるとして、監査請求するものです。

本監査請求は、伐採木の処分費は、荷物の大きさを測った体積を基にして支払われるべきで、そうしていないことが違法・不当であると主張しています。

「恵下埋立地（仮称）建設工事」では、伐採木を処分施設（再資源化施設）に運搬して再資源化処理することとしており、そのための処分費を、広島市が受注者である A 企業体に支払っています。

2 台のトラックでの運搬に対して、荷箱のないトラックでは 5 2, 8 0 0 円、荷箱のあるトラックでは 7 0, 8 4 0 円の処分費が元請業者に支払われました。（実際には、これは「直接工事費」であり、諸経費が上乗せされますから、さらに大きな金額が支払われています。）

どちらもほぼ同じ量の伐採木の幹を運んでいます、処分費が大きく違ってきます。

伐採木の数量として、荷箱のないトラックの場合は、荷物の大きさを測ってその「荷積み状態」の体積を計上しています。それに対して、荷箱のあるトラックでは、荷箱の容積より少ない積み荷を運んでいても、荷箱の大きさで計上されています。このことから差が生じたものです。これは、トラックの荷箱の長さが 6. 1 m であるのに対して、積込まれている木材の長さが 4 m であることから、荷箱容量の約 3 分の 1 にも及ぶ大きな空隙が生じてしまい、支払額に大きな差がでたものです。

しかし、伐採木の処分費は、荷箱があるなしに関係なく、荷物の大きさを測った体積を基とすることが定められています。つまり、荷箱のないトラックの通り、荷積み状態での荷物の体積を計測して、その体積に対して処分費を支払わなければなりません。

支払われたのは、積み荷の伐採木をチップ等に再資源化するための処分費ですから、どちらのトラックでも、積み荷に

対して支払われなければならないもので、同じような支払い額になるべきものですが、荷箱のあるトラックでは過大な支払いとなっています。

これは、工事監督員がその任務である数量の確認を怠り、荷箱のあるトラックでは荷箱の容量を積み荷の量とするという逸脱した行為が原因で生じたものです。

公共工事の監督業務は、地方自治法第234条の2（契約の履行の確保）により、その実施が位置付けられています。地方自治法第234条の2第1項は「普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。」と規定しています。工事監督員には、完了の確認のため、積み荷の体積の測定結果の確認が必要です。

伐採木の処分費は、積算基準によって「荷積み状態の体積」に対して単価設定されており、その体積に対して支払われなければなりません。

本件では、荷物を積み込んだ状態での体積を計測し、その体積に対して処分費の支払いをすべきところを、体積を計測することなく荷箱の容量で支払ったことから、違法な水増し支払いとなっています。

税金を財源とする公共工事では、水増し支払いは許されません。実際に処分する廃棄物の量に対して、その処分に必要な費用を支払うこととなっており、数量の確認を行うことなく漫然と支払いを続けた結果、莫大な額の水増し支払いが行われたと考えられます。

2台の比較では、18,040円の差（「直接工事費」ベースで）が出ています。実際には1台だけではなく、相当な台数になりますので、全体では数千万円から億円単位に及ぶ差が生じるものと思われます。

産業廃棄物のマニフェストには、「排出量」欄に、トラックの荷箱の容積が記載されており、その数量で処分費の請求が行われていたため生じたものです。

荷箱のあるトラックでは伐採木の量が荷箱の容積で計上されていたために荷箱内の空気に対しても処分費を支払うことになって、結果として過大な支払いになりました。これは、明らかに、違法な支払いです。

なお、通常、トラックの積み荷は、運搬先でトラックスケールによって重量で計量され、計量伝票が発行されるので、荷物の体積が分からない場合には、マニフェストに、この重量を記載（収集運搬業者か処分業者によって）することによって確定させるべきものであると思われます。

事実、本件工事の前に行われた「恵下埋立地（仮称）取付道路建設工事」では、マニフェストに、計量伝票の値を記載して重量で確定し、その重量に対して請求がなされ、支払い

が行われています。

積算基準では、重量が判明していれば、「重量換算係数」によって、重量を体積に換算することで支払いができるようになっています。重量換算係数は0.5 t/m³ですから、計量された重量を0.5で除して体積にし、その体積に処分費単価を乗じることで、適正な支払いを行うことができます。

本件工事では、荷箱容量が40m³のトラックでも運搬されています。この荷箱に満杯に積めば、重量換算係数を用いて換算すると20tにもなり、日常的に法律に違反して大幅な重量超過での運搬が行われていたこととなりますが、搬入先で計量されることからこのような違法行為はできません。荷箱容量40m³のトラックでは車体重量が重くなることから、積み荷は7～8t程度までしか積めないものと思われる。

行政庁には、一定の裁量が認められているものの、その判断が事実の基礎を欠き、社会通念上著しく妥当でないことが明白な場合には、裁量権の逸脱や裁量権の濫用とされます。

本件は、荷積み状態での体積に対して支払われなければならないとされていることから、荷箱の容量で支払うことは、明らかに裁量権の逸脱・濫用が行われているといえます。

(2) 請求の対象となる職員

この工事及び支払いに係る職員

(3) 損害の推定

荷箱のあるトラックでは、積み荷の量に関わらず荷箱の大きさと支払われ、荷箱のないトラックでは積み荷の量で支払われるという不適切な支払いは、税金の違法な支出であり、積み荷の量とトラックの荷箱の大きさととの差が過大に支出された処分費となるので、それが損害と推定されます。

なお、額の確定にあたっては、先に記載した通り、運搬先によるトラックスケールでの計量伝票に記載の重量を、重量換算係数によって体積に換算して処分費単価（1m³当たりの）を乗じて求め、現在の支払額との差を過大に支払われた額として確定することが可能です。

(4) 請求する措置

過大となっている処分費を設計変更で減額する等の方法で適正な支出とすること

（事実を証する事実証明書として次の書類が提出されているが、添付を省略する。）

【事実証明書1】 荷箱のないトラック「広島130あ3133」と荷箱のあるトラック「広島130う1033」での運搬数量（どちらもほぼ同じ量であるにも関わらず大きな差が生じている証拠）

【事実証明書2】 「荷積み状態」についての広島県土木建築局技術企画課長の回答

【事実証明書3】 「荷積み状態」についての広島市都市整備局技術管理課長の回答

【事実証明書4】 排出量欄に荷箱容量が計上されている

<p>本件伐採木の電子マニフェストの一部 (H 2 8 年 6 月分の一部)</p> <p>【事実証明書 5】 本件電子マニフェストに記載されているトラック毎の荷箱容量</p> <p>【事実証明書 6】 事実証明書 4 に記載されているトラックのうち、車両番号「広島 1 3 0 う 1 0 3 3」の荷箱容量を証明する資料</p> <p>【事実証明書 7】 建設発生木材の処分費単価が積み荷状態での空 m³ であることについて記載されている文書</p> <p>【事実証明書 8】 社会の一般常識(社会通念)について</p> <p>【事実証明書 9】 処分施設に搬入した伐採木の量を、処分施設で計量した重量で記載している「恵下埋立地(仮称)取付道路建設工事」のマニフェスト</p> <p>【事実証明書 1 0】 伐採した幹材の長さが 4 m である事実</p> <p>【事実証明書 1 1】 事実証明が不足している場合、具体的に必要とする内容を提示して補正を求めることができるので、その事例。(本事例は、補正を請求したが補正されなかったので受理前却下したという大阪市監査委員の事例(大阪市ホームページ))</p> <p>【事実証明書 1 2】 広島市が、1 回のトラックで運搬した伐採木の数量を、そのトラックの荷箱の容量で数量認定している事実</p>	<p>問題であること。</p> <p>2 広島市長の意見書の提出及び陳述</p> <p>広島市長に対し、意見書及び関係書類等の提出を求めたところ、令和 4 年 3 月 2 4 日付け広施恵第 2 0 8 号により意見書が提出された。なお、陳述は行われなかった。</p> <p>意見書の主な内容は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 本市の意見の趣旨</p> <p>請求人の主張しているような不当な支出は生じていないことから、本件措置請求は却下されるべきである。</p> <p>(2) 本市の意見の理由</p> <p>ア マニフェストに記載された「排出量」欄の数量について</p> <p>請求人は、マニフェストの「排出量」欄には、トラックの荷箱容量を記載していると主張している。</p> <p>しかし、受注者は、処分施設へ伐採木を運搬した全車両(約 2 2 0 0 台)について、満載であることを実際に確認したうえで、事前に計測したトラックの荷箱容量をマニフェストの「排出量」欄に入力している。</p> <p>つまり、受注者が本市へ報告しているマニフェストに記載された「排出量」欄の数量は、トラックの荷箱に伐採木を満載にして、運搬した数量であり、結果的にマニフェストに記載された「排出量」欄の数量とトラックの荷箱容量が一致しているだけである。</p> <p>さらに、本市が施工状況の照合等を委託している現場技術員が、伐採木を多量に搬出している時期については、ほぼ毎日、トラックの積込状況等を確認しており、運搬する処分施設ごとに 1 回以上、立会を行い、満載に積み込まれていることを確認し、写真でも記録している。</p> <p>イ 伐採木の処分費の支払いについて</p> <p>請求人は、伐採木の処分費を、伐採木の体積で支払わなければならないにも関わらず、荷箱のあるトラックではトラックの荷箱の容量で支払っており、違法・不当であると主張している。</p> <p>しかし、上記アのとおり、受注者が本市へ報告しているマニフェストに記載された「排出量」欄の数量は、トラックの荷箱に伐採木を満載にし、運搬した数量である。</p> <p>また、本市においても、トラックの積込状況写真(全 3 4 枚)により、伐採木の積込状況を確認することにしており、その中で満載に積み込まれた状態でないと判断したものについては、実際の積込状況に合わせ、伐採木の処分量を決定することとしている。</p> <p>実際に、伐採木がトラックの荷箱に満載に積み込まれた状態でないと判断される写真があったため、平成 2 9 年 1 1 月から平成 3 1 年 2 月末までに処分施設へ搬出された伐採木の数量(4 1 4 台のトラック搬出分)については、マニフェストに記載された「排出量」欄の数量に</p>
<p>第 2 請求の受理</p> <p>本件措置請求は、地方自治法第 2 4 2 条第 1 項の所定の要件を具備するものと認め、令和 4 年 3 月 1 6 日に、同月 1 5 日付けでこれを受理することを決定した。</p>	
<p>第 3 監査の実施</p> <p>1 請求人による証拠の提出及び陳述</p> <p>(1) 地方自治法第 2 4 2 条第 7 項の規定に基づき、請求人に対し、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。</p> <p>(2) これを受けて、請求人は、次のとおり、書類を提出するとともに、令和 4 年 3 月 2 5 日、本件措置請求の要旨に沿って陳述した。</p> <p>ア 提出された書類</p> <ul style="list-style-type: none"> 「広島市長その他関係する職員による伐採木処分費用支出に関する措置請求(新たな証拠等)」(添付を省略する。) <p>イ 主な陳述の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 伐採木の処分費は、トラックに積み込んだ積み荷状態の体積に対して支払うべきであるにもかかわらず、トラックの荷箱の容量で支払われており、不当に過大な支出となっていること。 工事監督員が数量の確認を怠り、荷箱のあるトラックでは荷箱の容量を積み荷の量とする逸脱した行為が 	

0.8を乗じた数量で処分量を決定している。

このように、伐採木の処分費は、実際の荷積状態での体積で支払っており、トラックの荷箱の容量で支払っていると請求人の主張は事実ではない。

ウ 事実証明書1について

請求人は、事実証明書1を根拠に、トラックの荷箱の長さが6.1mであるのに対して、積み込まれている木材の長さが4mであることから、荷箱容量の約3分の1にも及ぶ大きな空隙が生じてしまい、支払額に大きな差が出たものであり、荷箱のあるトラックでは過大な支払いとなっていると主張している。

しかし、事実証明書1に掲載している荷箱に積まれた伐採木は、平成28年6月1日に有価物としての幹を搬出した際の写真であり、その幹は市場に直接運搬し、売却していることから、本市が処分費を支払っている事実はない。

本市は、受注者から、伐採木を積み込む場合、トラックの荷箱に大きな空隙が生じないよう、さまざまな長さの有価物でない幹や枝葉、根株を積込、運搬したことを確認している。

また、本市においても、実態として満載状態かどうか、大きな空隙が生じている事実がないかを確認するため、処分施設に対して伐採木の搬入状況について照会し、平成31年3月19日付で、処分施設から満載状態であることを確認し受け入れた旨の回答を文書で受理している。

したがって、荷箱容量に大きな空隙が生じて運搬している事実はない。

エ 事実証明書10について

請求人は、事実証明書10を根拠に、処分施設へ搬入するトラックに積み込まれている木材の長さが4mであると断定しており、事実証明書10に記載している木材市場での記録が、あたかも処分施設へ搬入された木材のように記載している。

しかし、掲載している精算書は、受注者が直接、木材市場へ運搬し、売却したものであり、処分施設へ搬入されたものではないこと、また、処分施設へ搬入している木材は、すべて処分施設において、選別、切断もしくは破砕等を行っていることから、たとえ木材の一部を市場へ売却していたとしても、処分施設に搬入した木材の長さが4mであることの根拠にはならない。

オ 伐採木の計量方法について

請求人は、通常、トラックの積荷は、運搬先でトラックスケールによって重量で計量され、計量伝票が発行されるため、荷物の体積が分からない場合には、manifestoにこの重量を記載し確定させるべきであると主張している。

しかし、本件工事において、伐採木の処分量を体積で管理しており、重量で確定させる必要がない。

3 監査対象事項

請求人は、産業廃棄物として処分されている伐採木の処分費は、伐採木の体積に対して支払われなければならないにもかかわらず、荷箱の容量より少なく積み込まれた伐採木を荷箱の容量分あるとする不適正な履行確認により過大に算定され、その結果、受注者に対し処分費が余分に支払われ、市に損害が発生したと主張していると認められる。

このため、本件請負契約に基づく部分払に係る履行確認において、伐採木処分量を適正に確認せず、これにより伐採木処分費の支払が違法又は不当になっているかについて監査する。

4 監査の実施内容

請求人から提出された広島市職員措置請求書及び事実を証する書類、請求人の陳述の内容、広島市長から提出された意見書のほか関係書類を確認するとともに、関係職員への聴取り及び関係人調査を行うなどして監査した。

第4 監査の結果

1 事実の確認

(1) 恵下埋立地（仮称）建設工事（以下「本件工事」という。）における伐採工の概要

ア 恵下埋立地（仮称）建設工事請負契約（以下「本件請負契約」という。）の概要

(ア) 工事場所 佐伯区湯来町大字和田

(イ) 工期 平成28年3月1日から平成32年3月10日まで（当初契約時）
平成28年3月1日から令和4年8月31日まで（変更契約後）

(ウ) 請負代金額 93億4,848万円（当初契約時）
114億3,050万1,680円（変更契約後）

(エ) 受注者 A企業体

(オ) 当初契約日 平成28年3月1日

(カ) 工事内容 全体計画容量160万立方メートルのうち35万立方メートルの廃棄物埋立地建設工事（埋立地の用地約22万4,000平方メートルの造成その他工事）

イ 伐採木に係る設計図書上の記載

本件工事の特記仕様書、土木工事施工条件及び工事設計書には、準備工の一つである伐採工について、次の内容が記載されている。

・特記仕様書（当初契約時から変更なし）

13 建設副産物の搬出について

(1) 工事の施工により発生する建設副産物は、下記の場所に搬入することとする。なお、指定場所等との協議等で他の受入れ場所へ搬入する必要がある場合又は、他の受入場所がない場合は、本市と協議し決定するものとする。なお、運搬、搬入等

にあたり産業廃棄物に該当する建設副産物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守すること。
受入場所

建設副産物	搬入場所
発生木材	産業廃棄物処分業の中間処理の許可を有する再資源化施設

・土木工事施工条件（当初契約時）

7. 建設副産物関係							
⑤ 伐採木及び根株	<p>本工事において発生する伐採木及び根株については、下記の受入場所に搬出することとし、所在地への搬出を見込んでいる。</p> <p>ただし、下記の受入場所以外の「産業廃棄物処分業の中間処分の許可を有し、木質チップ等として再資源化可能な再資源化施設」に搬出することを妨げるものではない。</p> <p>施設名 B社樹木リサイクルセンター 所在地 佐伯区五日市町大字石内 運搬距離 19.4 km</p>						
9. その他							
② 伐採除根量について	<p>本工事の施工に当っては、伐採除根量（体積）について近隣工事の実績により、下記のとおり見込んでいる。</p> <p>なお、下記の条件により難い場合は、発注者と受注者の協議のうえ契約変更の対象とする。</p> <p>伐開除根 10,000 m³あたり</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>数量</th> </tr> <tr> <td>伐採木、木くず等</td> <td>1,300 m³</td> </tr> <tr> <td>根株</td> <td>900 m³</td> </tr> </table>	項目	数量	伐採木、木くず等	1,300 m ³	根株	900 m ³
項目	数量						
伐採木、木くず等	1,300 m ³						
根株	900 m ³						

・土木工事施工条件（変更契約後）

7. 建設副産物関係							
⑤ 伐採木及び根株	<p>本工事において発生する伐採木及び根株については、下記の受入場所に搬出することとし、所在地への搬出を見込んでいる。</p> <p>ただし、下記の受入場所以外の「産業廃棄物処分業の中間処分の許可を有し、木質チップ等として再資源化可能な再資源化施設」に搬出することを妨げるものではない。</p> <p>施設名 C社樹木リサイクルセンター 所在地 佐伯区五日市町大字石内 運搬距離 19.4 km</p>						
10. その他							
② 伐採除根量について	<p>本工事の施工に当っては、伐採除根量（体積）については、下記のとおり見込んでいる。</p> <p>なお、下記の条件により難い場合は、発注者と受注者の協議のうえ契約変更の対象とする。</p> <p>伐開除根 10,000 m³あたり</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>数量</th> </tr> <tr> <td>伐採木、木くず等</td> <td>1,900 m³</td> </tr> <tr> <td>根株</td> <td>1,200 m³</td> </tr> </table>	項目	数量	伐採木、木くず等	1,900 m ³	根株	1,200 m ³
項目	数量						
伐採木、木くず等	1,900 m ³						
根株	1,200 m ³						

・設計書（当初契約時）

名称	数量	単位
伐採・除根	224,000	m ³
集積	224,000	m ³
発生木材運搬費	224,000	m ³
伐採木処分費	29,120	m ³
根株処分費	20,160	m ³

・設計書（変更契約後）

名称	数量	単位
伐採・除根	231,000	m ³
伐採（発生木材）	5,600	m ³
集積	236,800	m ³
発生木材運搬費	236,800	m ³
伐採木処分費	46,220	m ³
根株処分費	28,090	m ³

ウ 伐採工に係る施工

受注者は、伐採工について施工計画書を作成し、市に提出していた。伐採工に係る施工は、当該計画書に基づいて実施されている。

平成28年4月13日付けで受注者から市に提出された施工計画書には、伐採工について次の内容が記載されている。

施工時期・数量

項目	施工時期	数量
伐採・除根	平成28年4月～平成30年12月	224,000 m ³
伐採処分	平成28年4月～平成30年12月	29,120 m ³
根株処分	平成28年4月～平成30年12月	20,160 m ³

施工方法

- ・ 伐採前確認
- ・ 草刈・立木枝払い
- ・ 伐採
- ・ 伐採材集積
- ・ 除根
- ・ 場内運搬
- ・ 場外運搬・処分（伐採材積込）

バックホウにてダンプトラック（10 t）に積込む。低木・枝葉類はパッカー車に積込み、過積載とならないように注意する。

ダンプトラック（10 t）及びパッカー車で、所定の処分場所まで運搬し、処分する。

場外搬出前に、元請職員がマニフェストにより産廃項目・数量を確認する。

運搬中は決められたルートを行き、交通規則の厳守により運搬する。

検測方法

項目	単位	検査時期	検査方法
----	----	------	------

伐採工	m ³	伐採範囲を明示後	巻尺、測量機器及び設計図書により面積を算出する。
伐採木処分	m ³	伐採処理後	マニフェストで確認する。
根株処分	m ³	伐採処理後	マニフェストで確認する。

(2) 伐採工の状況

ア 伐採木の集積の状況

木を伐採した際は、枝葉を払い、トラックに積み込めるよう切断した上、幹、枝葉及び根株に分けて集積していた。

イ 伐採木の運搬の状況

受注者は、伐採した木から有価物となる幹を除き、産業廃棄物として処分する幹、枝葉及び根株をトラックの荷箱に満載に積み込み運搬していた。

積込みについて受注者は、あらかじめトラックの荷箱の内寸法を計測して荷箱の容積を求め、荷箱に伐採木を満載にした状態をその都度確認し、荷箱に満載状態の伐採木の体積、すなわち荷箱の容積をマニフェスト（産業廃棄物管理票）に記録していた。また、荷箱に満載にした状態で積み荷の重量を計測した記録を確認し、最大積載量を超えた積載という過積載になっていないことを確認していた。

以上のことについて、発注者である市は、受注者からの記録や現場状況を委託業者を通して確認していた。

ウ 伐採木の処分の状況

受注者は、木材市場へ持ち込む有価物となる伐採木を除いた幹、枝葉及び根株を産業廃棄物として処分するため、本件請負契約の施工条件に合った産業廃棄物の中間処理の許可を有する処分施設に搬入し処分していた。

(3) 本件請負契約におけるこれまでの部分払の支払状況

ア これまでの部分払の状況

部分払は、広島市建設工事請負契約約款第37条及び第41条を根拠としており、これまでに次のとおり6回の部分払が行われ、うち4回の部分払において、準備工の一つである伐採工（伐採、集積、運搬及び処分）の出来高を含めた支払が行われている。

部分払の支払状況の一覧表

年度	種別	支払金額	支払日	備考
平成28年度	部分払	119,205,000円	平成29年3月27日	伐採木の支払あり
平成29年度	部分払	309,140,000円	平成30年3月26日	—
平成30年度	部分払	517,269,000円	平成31年4月11日	伐採木の支払あり
平成31年度	部分払	661,116,000円	令和2年3月30日	伐採木の支払あり

令和2年度	部分払	2,153,000,000円	令和3年3月30日	伐採木の支払あり
令和3年度	部分払	136,000,000円	令和3年8月10日	—

イ 部分払における伐採木の処分量の確認状況

(ア) 市は、各部分払の出来高となる伐採木の処分量の把握については、受注者から提出されるマニフェストにより確認していた。

これは、本件請負契約の施工条件に伐採木の処分量の確認の方法が示されていないものの、受注者の提出した施工計画書において、マニフェストにより確認するとされていたことによるものである。

(イ) 当該マニフェストには、(2)のイのとおり、伐採木の処分量が荷箱に満載に積まれた状態の容積で記録されていた。

なお、市は、荷箱に伐採木が積まれた状態を受注者が撮影した写真で確認し、荷箱に満載に積まれた状態でないと認められた一部の搬出ケースについては、工事打合せ簿による協議により、処分量をマニフェストに記載の数量から一部減じた数量としていた。

ウ 部分払に係る検査

本件請負契約における部分払に係る検査は、広島市建設工事請負契約約款第37条第4項を根拠としており、広島市請負工事検査要領の規定により都市整備局技術管理課が実施することになっている。各部分払においても、同課が検査を実施し、伐採木の処分量を含む出来高の確認が行われていた。

2 判断

地方自治法第234条の2第1項の規定によれば、地方公共団体が締結した工事請負契約において、その受ける給付の完了の確認をするために必要な検査を、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行うものとされている。

本件請負契約における部分払の際の履行確認として、その基礎となる出来高の一つである伐採木の処分量の確認について監査したところ、市は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて、受注者から提出されたマニフェストや伐採木を積載したトラックの写真により、その量を確認した上で、所定の検査員による検査を行うことにより伐採工の履行確認を行っていた。

以上のとおり、出来高の一つである伐採木の処分量が適正に確認され、部分払に係る履行確認が適正になされていることから、伐採木処分費の違法又は不当な支払はないと認められる。

3 結論

請求人の行った本件措置請求については、理由がないものであり、請求を棄却する。

